

今月のコンテンツ

〔 経営のお役立ち情報 〕

- I. 電子インボイスで何が変わる？
- II. 給与か外注費か
- III. 令和4年度の住民税額の通知が始まりました

〔 今月のトピックス 〕

- ・ 今月のブックマーク
- ・ 事業再構築補助金のお知らせ

健全性支援実績No1を目指す！

Tax & Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研
TFGM&ALLI株式会社

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F

TEL (06) 6538-0872

FAX (06) 6538-0896

E-mail info@tfg.gr.jp

(編集担当 藤本)

Ⅰ 電子インボイスで何が変わる？

— 経理業務にもたらすメリットとは —

既にご承知の通り、来年、令和5年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式という）が開始しますが、当制度を簡単にご説明します。

消費税額は、売上高等の収益に係る消費税額から経費である費用に係る消費税額を差し引いた分を納税しますが、この費用に係る消費税額を差し引くことを「仕入税額控除」といいます。インボイス制度はこの「仕入税額控除」を適用する仕組みとして導入されます。インボイス制度においてインボイスとは適格請求書のことであり、インボイスには「登録番号」、「適用税率」、「消費税額」を明記する必要があります。インボイス制度で仕入税額控除を適用するためにはこれらが記載されたインボイスを保存することが要件となります。なお、直ちに仕入税額控除ができなくなるという激変を回避するため、令和5年10月から令和8年9月までは80%の仕入税額控除を認め、令和8年10月から令和11年9月までは50%の仕入税額控除を認めるという措置が図られ、そして令和11年10月からは仕入税額控除ができなくなります。

以上が、令和5年10月1日から開始するインボイス制度であります。もうおわかりかと存じますが、電子インボイスとはインボイス（適格請求書）の記載内容を電磁的記録にしたものです。取引先などのデータのやりとりが電子メールやインターネット上のサイトでできます。消費税増税に伴う軽減税率の導入で消費税額の計算が複雑になったことを鑑み、取引の透明性を高め、ミスや不正を防ぎ、正確な経理処理に資することを目的とします。

■ デジタル化による保存コスト

インボイス制度の導入で、すべてのインボイスを7年間保存することが必要になります。これはインボイスを発行する側にも、受け取る側にも義務付けられています。つまり、会社で保存・管理しなければならないインボイスは膨大な数になることは避けられないでしょう。

紙の場合には、保存場所の確保も必要です。そして、保存の際にかかる手間や、印刷代やフォルダー代などのコストについても考慮しなければならないでしょう。デジタル化により、その手間は大幅に削減できることは予想できると思います。

経理業務をデジタル化することで保存コストが軽減されることは無論、会計ソフトへの入力作業自体がなくなることも考えられ、時間コストも削減できるかもしれません。さらに、これらコスト削減で経理ミスというリスク回避にもつなげられます。

■ データ改ざんのリスク回避

電子データは、一見すると簡単に内容を変更することが可能であると思われるかもしれませんが。紙という書類の方が信頼できると考えられるかもしれません。しかし、どうでしょうか。実は、電子データの方が圧倒的に信頼できるのです。

電子データに電子署名などをすることで、改ざんされていないことを証明できたり、ファイルへのアクセス履歴を残せたり、紙では容易に行えないセキュリティー管理が実現できます。

■ テレワークでの対応が簡単に

働き方改革が進められていますが、場所や時間に囚われない働き方が重要視される昨今です。電子データで請求書などの大切な書類を扱えるようになれば、わざわざ紙の書類が手元になくても、スムーズに作業が進められるでしょう。離れた場所においてもリアルタイムで複数人が管理できるので、テレワークでの対応が可能になります。経理業務はテレワークについては遅れていますが、進むことが予想されます。

■ デメリット・課題

便利なシステムを導入して運用するためには、やはり導入初期にはその分のコストはかかることは間違いないでしょう。しかし、先述した通り、ペーパーレスや作業時間の削減など、そのほかの部分でコストカットは期待できますので、ほとんどの場合はメリットの方が大きいでしょう。

また、電子インボイスはインボイスの受け取る側においてその体制が整備されていないとできません。取引先の影響を受けることがあるでしょう。

もう一つ、重要なことですが、日本では電子データで作成した請求書をインターネット上でやりとりする統一の規格がなく、国内だけでなく世界と企業や業界間のスムーズなやりとりが困難であるため、日本の標準規格を定めて来年秋には事業者が電子インボイスに対応したソフトウェアを使用できる状態になることを電子インボイス推進協議会が中心になって目指しているところです。

電子インボイスの導入は法律で強制的にされるものではありません。しかし、この導入によって業務は楽になり、ミスが減ることは確実です。中小企業においてもデジタル化にするメリットは十分にあると思います。

手作業での発行コストはどのくらいでしょうか。また、請求書の突合等の人件費はいくらでしょうか。それらの人と財をデジタル化することで他のことに回す効率化を考えてみませんか。

II 給与か外注費か

- Amazon 配達委託の是正勧告に見る -

ネット通販大手の Amazon の配送業者による個人ドライバーとの委託契約に労働基準監督署が労働基準法違反で是正勧告していた問題を今回は労務と税務の視点で考察してみます。

■ 勧告内容

宅配荷物の増加に伴い、物流業界では個人ドライバーに業務委託する動きが広がっています。そんな中で Amazon の荷物の配送を受託する協力会社が宅配を業務委託している個人ドライバーの一部について、協力会社の労働者であると認定したうえで、労働基準法で定められた労使協定を結ばずに法定労働時間（1日8時間）を超えて働かせたなどとしています。

協力会社は、個人ドライバーと、1日当たりの固定料金で宅配を業務委託しています。しかし、ルートを指定したり、予定外の配達を急に指示していたほか、制服の着用も求めていました。また、報酬の一部を「事務管理料」として天引きしていました。

上記の状況で労働基準監督署は、労働者であると認定しています。

■ 労務上の問題

まず、雇用なのか業務委託なのかが争点となってきます。法律上では業務委託という言葉の規定はありません。実務上の請負契約・準委任契約の2つの形態を合わせて呼ぶときに使われる言葉です。このケースの場合、1日当たり固定料金だということで請負契約と考えられます。これを前提としてみると次のようになります。

1. 指揮命令系統

協力会社・・・なし

個人ドライバー・・・あり

上記が基本的な考え方です。従ってルート変更を指示したり、予定外の配達を急に指示していたり、制服を着用させている、また事務する必要がないのに事務管理料を天引きしているということで労働基準監督署は雇用であると判断したと思われます。

ここで、労働基準法が出てきます。雇用ということであれば、労使協定の提出が必要となってきます。もちろん1日8時間労働より多く働いていれば残業代も払わないといけません。従ってここで初めて労働基準法に当てはめて違反であるとの勧告となります。

2. 労使協定

使用者と労働者との間で締結される、書面による協定のことを言います。基本的に会社は、労働基準法などの法律にのっとって就業規則や社内ルールを策定しますが、会社によっては例外の規則を設けることがあり、こうした特別ルールのことをいいます。

今回のケースでは、業務委託と協力会社は判断しているのももちろん「労使協定」は提出していません。ですが、労働基準監督署が労働者と認定をしましたのでこの「労使協定」が提出されていないことが問題となります。

3. 36協定

時間外労働、休日労働などを行ってほしい労働者にそれを認める内容の「36協定」を結ぶ場合もあります。その場合は労働基準監督署に提出する必要があります。

今回のケースでは、業務委託と協力会社は判断しているのももちろん「36協定」は提出していません。従って、時間外労働をさせることができません。すなわち時間外労働をさせると労働基準法違反となります。

■ 税務からの視点

令和3年8月号のニュースの中で「給与と外注費の違い」のテーマでご紹介していますので税務上のどちらになるかの違いは、再度見ていただくか **TFG** ホームページのバックナンバーをご覧ください。

1. 協力会社

現状は委託契約を結んでいる認識なので消費税を仮払いしている。

労働者となると、消費税は仮払いが無くなり、その金額分支払う消費税が増えます。さらに源泉所得税が発生し、社会保険と雇用保険もかかることになります。

2. 個人ドライバー

現状は小規模事業者とすると、確定申告をしている。

雇用となると、給与となり所得税・市民税さらに社会保険料が天引きされて残りが手取り金額となります。

労務と税務の視点から考察してみましたが、物流業界にとっては、仕事量が増え、ドライバー不足に悩まされており、こういった形態の業務委託が増えております。労働基準監督署は、すべての業務委託契約について勧告しているのではなく一部の業務委託契約としており、これから増えると思われる契約に対して目を光らせているよと、警鐘を鳴らす形になっています。行き過ぎた契約はこれで抑えられるという目論みもある今回の勧告は物流業界に大きな影響を与えるでしょう。

川令和4年度の住民税額の通知が始まりました

—内容を確認していますか？—

今年も住民税額の通知が始まりました。確定申告された方は郵送されてきていますし、給料のある方は先の給与明細を受け取られた際に通知書を受け取られているはずなのですが、税額は気になっても中身までは気にされない方が多いと思われます。

そこで、今回は通知書に書かれている内容について触れながらチェックしていただきたいポイントをお伝えしたいと思います。

■ 住民税の計算方法

基本的には、確定申告や年末調整でもされている所得税の計算方法と大きく変わることはありません。所得金額を計算して所得控除額を差し引いて課税標準を算出し、そこに税率を乗じて税額が計算されます。最初の段階の所得金額の計算は確定申告や年末調整の時の計算と変わることはありませんが、所得控除額で所得税と若干異なる場合があります。

- ・ 基礎控除額が43万円と減額されています(所得金額2,400万円以下の場合)
- ・ 扶養控除額が一般の場合33万円、特定の場合45万円、老人の場合38万円に減額されています。ここでいう一般、特定、老人の区分は所得税の計算の時と変わりません。
- ・ 配偶者控除額が一般の場合33万円、老人の場合38万円に減額されています(所得金額900万円以下の場合)。ここでいう一般、老人の区分は所得税の計算の時と変わりません。また、配偶者特別控除額も減額されています。
- ・ 生命保険料控除額が最大7万円に減額されています。
- ・ 地震保険料控除額が最大5万円に減額されています。
- ・ ひとり親控除は30万円に、寡婦控除は26万円に減額されています。

- 障がい者控除額は一般の場合は 26 万円、特別の場合は 30 万円に減額されています。
ここでいう一般と特別の区分は所得税の計算の時と変わりません。
こうして算出された課税標準に税率(都道府県分と市町村分と合わせて 10%となりますが、配分は自治体によって変わります)を乗じて年間の住民税を算出します。
以上のように算出された住民税は確定申告された方は 4 回に分けて納入し、年末調整のみで済まされた方は 6 月から 12 か月かけて給料から天引きされることとなります。

■ 見るべきポイント

税額計算中にある税額控除の額です。ここには大きく分けて 3 種類の控除項目が含まれる可能性があります。

1. 調整控除

この控除は所得金額と扶養親族等の人数との組合せで機械的に計算される金額ですのでほぼ間違いはないかと思いますが、念のため確認してみてください。計算式は、通知書に記載されていますのでご確認ください。

2. 住宅借入金等特別税額控除

住宅ローン控除です。確定申告や年末調整で年間の所得税から控除されますが、このとき 所得税で引ききれなかった分は住民税から控除されることになっています。確定申告でも年末調整でもローン控除の額が算出されており、その額がきちんと表示されていれば、住民税の通知書でも反映されてくるはずですが、実際には確認していただいたほうがいいと思います。

3. 寄附金税額控除

実際はそれだけではないのですが、ふるさと納税に関する控除項目になるもの、といえご理解いただけるかもしれません。今回は、ふるさと納税に限定して話を進めていきますが、ふるさと納税を税金に反映させる方法については 2 種類あります。

1つは確定申告でふるさと納税したことを申告してまず所得税から控除を受ける方法、もう 1つはワンストップ特例制度を使って全額住民税から控除を受ける方法です。ワンストップ特例制度とは、寄附をした自治体に対し確定申告をしない旨の内容を記載した申請書を提出することで確定申告を省略できる制度のことです。

ワンストップ特例制度は以下の方は適用がありませんのでご注意ください。

- ・確定申告が必須の方
- ・寄附をした自治体が 6 か所以上の方
- ・前述の申請書を寄附したすべての自治体に期限までに提出できなかった方
- ・ワンストップ特例制度を利用するべく手続きを済ませたが、その後医療費控除や上場株式の譲渡損失の繰り越しなどを受けるために確定申告をすることとなった方

確定申告においてすべて所得税から控除された場合を除き、住民税から控除される場合には住民税の通知書に計算過程が添付されます。こちらは必ず目を通していただくことを強くお勧めします。何か疑問点がありましたらお申し付けください。



今月のブックマーク

「PIXLR」画像加工アプリや調子が悪くて使えない場合にインストールなしで簡単に使えるアプリです。画像加工アプリを持っていない方やデザイナーの方はいざという時のためにお使い下さい。

<http://pixlr.com/editor/>

事業再構築補助金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響で事業を継続するために新分野展開や業態転換などの事業再構築を通じて、コロナ前のビジネスモデルから転換する企業に対して補助金で支援していくとする事業です。今年度も実施されることになりましたが要件や補助金の上限など大きく変更されているところもあり、変更内容についてご案内させていただきます。

		現状	今後
売上高減少の要件		コロナ前と比べて10%以上減少 2020年4月以降10%以上減少ならば 2020年10月以降5%以上減少でもよい	コロナ前と比べて10%以上減少
緊急事態宣言枠		廃止	
回復・再生応援枠		創設	
グリーン成長枠		創設	
卒業枠・グローバルV字回復枠		廃止	
補助上限額 補助率	従業員規模	20人以下	100万～4000万
		21人～50人	100万～6000万
		51人～100人	100万～8000万
		101人以上	
新規事業売上高		新たな製品等の売上高が 純売上高の10%以上	新たな製品等の売上高が純 売上高の10%以上 又は新たな新製品等により 付加価値額が総付加価値額 の15%以上

※比較表作成するために詳細を省いている項目もありますのでご注意ください。

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、相続対策等に関する支援等についてのコンサルティング業務、中小M&Aなどご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

TFGでは現在、時差出勤及びテレワークを限定的に実施しております。ご不便をおかけすることがあるかもしれませんがご理解賜りますようお願い申し上げます。

起業・革新・ベンチャー支援・・・Tax&Financial Group

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研
TFGM&A ルリエ株式会社

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております。

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 藤本 清